

新型コロナウイルス感染症による入院給付金（共済金）等ご請求について

ご請求にあたって必要な書類をご請求方法ごとにご案内いたします。

■ご用意いただくもの

自宅・宿泊施設等で療養された場合

ウェブでのお手続き

⇒こちらからお手続きできます <https://www.rakuten-insurance.co.jp/contract/life/insured/>

書類名（自治体により書類名が異なる場合がございます）	必須
・被保険者さまのご本人確認書類 ・親権者さまのご本人確認書類※1	○
①就業制限通知※2	いずれか ひとつ必須
②「My HER-SYS」の <u>診断年月日が記載された画面のスクリーンショット</u> ※3	
③宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）	

郵送でのお手続き

⇒まずは、保険金・給付金ダイヤルへお電話ください

書類名（自治体により書類名が異なる場合がございます）	必須
・請求書	○
①就業制限通知※2	いずれか ひとつ必須
②「My HER-SYS」の <u>診断年月日が記載された画面のスクリーンショット</u> ※3	
③宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）	

なお、神奈川県「自主療養届出システム」にてPDF形式で発行される「自主療養届」は、ご利用いただけません。別途神奈川県が発行する「自主療養証明書」のご提出が必要です。

※1 親権者さまからの請求の場合に必要です。

※2 療養の期間が10日を超える（症状がなく陽性と判明した場合は陽性判明日（診断日）から療養期間が7日を超える）場合は、療養期間がわかる書類（就業制限解除通知等）も合わせてご提出ください。ご提出いただけない場合は、③をご提出ください。

※3 「My HER-SYS」とは、陽性者ご本人等が自身や家族の健康状態を入力できる、厚生労働省が提供する健康管理システムです。（※神奈川県在住の方は除く）

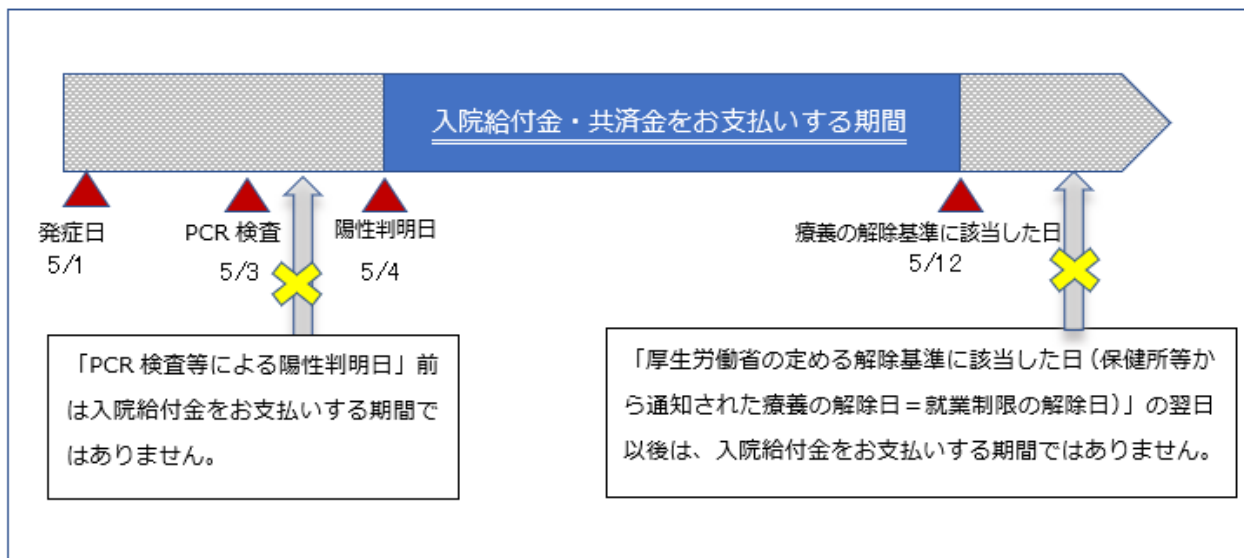
療養の期間が10日を超える（症状がなく陽性と判明した場合は陽性判明日（診断日）から療養期間が7日を超える）場合は、ご利用できません。

その場合は③をご提出ください。

自宅・宿泊施設等での療養の場合、入院給付金・共済金をお支払いする期間について

「PCR 検査等による陽性判明日※」～「厚生労働省等の定める療養の解除基準に該当した日(保健所等から通知された療養の解除日＝就業制限の解除日)」がお支払いの対象です。※抗原検査の結果や同居家族の感染状況、発熱等の臨床症状を踏まえ、PCR 検査等を行わずに医師が陽性と診断を行う場合は、「医師の診断日」です。

《例》お支払いの対象となる期間は陽性判明日の 5/4 から療養の解除基準に該当した 5/12 までの 9 日間です。療養期間終了日の翌日が療養の解除基準に該当した日となります。



病院等に入院された場合

ウェブでのお手続き

⇒こちらからお手続きできます <https://www.rakuten-insurance.co.jp/contract/life/insured/>

書類名	必須
・被保険者さまのご本人確認書類 ・親権者さまのご本人確認書類※ ※親権者さまからのご請求の場合	○
・医療機関発行の診断書	いずれか ひとつ必須
・医療機関発行の領収証または診療明細書※ ※入院期間がわかるもの	

郵送でのお手続き

⇒まずは、保険金・給付金ダイヤルへお電話ください

書類名	必須
・請求書	○
・医療機関発行の診断書	いずれか ひとつ必須
・医療機関発行の領収証または診療明細書※ ※入院期間がわかるもの	

なお、お手続きに必要な書類につきましては、コピーでの受付が可能です。ご提出いただいた書類は原則ご返却できませんのでコピーでのご提出をおすすめいたします。

<よくあるご質問 (Q&A) >

Q 新型コロナウイルス感染症で陽性と診断されました。保健所の指示で病院等に入院せず、自宅療養や宿泊施設での療養をした場合でも入院給付金を請求できますか。

A はい。新型コロナウイルス感染症の検査結果陽性と診断され、自宅や宿泊施設での療養を指示された場合でも、証明書等をご提出いただくことで入院給付金のお支払い対象となります。

Q 新型コロナウイルス感染症で陽性と診断され、自宅・宿泊施設での療養をしました。ウェブでの請求について入力方法をおしえてください。

A 保険証券番号（共済契約の場合は会員番号）が必要となりますので、ご確認のうえお手続きをお願いいたします。画面に沿ってお進みいただき、以下のとおりにご入力ください。

なお、入力が終了しましたら必要書類のアップロードをお願いします。

- ・「ご請求の種類」は「入院」を選択してください。
- ・「傷病発生日」は「陽性判明日」または「宿泊・自宅療養開始日/就業制限の開始日」を入力ください。
- ・「初回入院日」は「陽性判明日」または「宿泊・自宅療養開始日/就業制限の開始日」を入力ください。

- ・「退院日」は「宿泊・自宅療養終了日/就業制限の解除日」を入力してください。

3 ご請求内容に関する情報入力 (1/2)


ご請求の原因 必須

病気 ▼

ご請求の種類 (複数選択可) 必須

下記より該当すると思われるものをご選択ください

入院 (手術 (先進医療含む)・通院含む)




病気・ケガの名前 必須

新型コロナウイルス感染症

傷病発生日 必須

(病気の場合は初診日、ケガ(交通事故)の場合はケガをした日)

2022/02/01



ご請求される種類 必須

該当するものをご選択ください (複数選択可)

入院 手術 (先進医療・放射線治療を含む) 通院

入院

※複数回入院された場合は、2回目以降にも入力してください。
 ※「病気・ケガの名前」欄の病気/ケガについてご入力ください。
 ※4回以上のご入院がある場合は、3回目までご入力いただき、それ以降のご入院についてはご提出いただいた情報で確認させていただきます。

初回入院開始日

2022/02/01

退院日

2022/02/05 入院中

- Q** 新型コロナウイルス感染症の検査結果は陰性ですが、濃厚接触者に該当するというので、自宅か宿泊施設で待機することになりました。入院給付金は支払われますか。
- A** いいえ。検査結果が陰性の場合、自宅・宿泊施設等での「待機」は、入院給付金のご請求対象にはなりません。
- Q** 新型コロナウイルス感染症で自宅や宿泊施設で療養する予定ですが、保健所が発行する証明書等はすぐに準備できないと聞きました。どうしたらいいでしょうか。
- A** My HER-SYS において診断年月日が表示・証明されるようになりました (※神奈川県在住の方を除く) ので、療養の期間が 10 日以内の場合は、その画面のスクリーンショット (紙請求の場合は画面を印刷したもの) をご提出ください。

療養の期間が 10 日を超える場合は、「宿泊・自宅療養証明書（新型コロナウイルス感染症専用）」のご提出が必要です。

Q 新型コロナウイルス感染症の入院給付金が支払われた後、新型コロナウイルス感染症の治療や経過観察のため通院をした場合には、通院給付金の請求の対象となりますか。

A 通院保障のある商品をご契約されている場合、退院日（就業制限解除日）の翌日から 120 日以内の通院はご請求の対象となります。（オンライン診療や電話診療も含まれます）

Q 神奈川県自主療養届出システムを利用し、自宅で療養しました。入院給付金の請求はできるのでしょうか。

A はい。ご請求いただけます。ただし、「自主療養届出システム」にて PDF 形式で発行される「自主療養届」は、ご利用いただけません。別途神奈川県が発行する「自主療養証明書」のご提出が必要となります。

◆ウェブでのご請求手続きはこちらからお願いいたします

<https://www.rakuten-insurance.co.jp/contract/life/insured/>



◆郵送でのお手続きは保険金・給付金ダイヤルで承ります

0120-977-002 楽天保険の総合窓口 ※当社委託先が承ります

平日、土日祝日 9:00～18:00（年末年始除く）

2022 年 5 月 13 日更新